



平成27年10月7日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成27年9月7日から同月11日にかけて台風第18号等により関東、東北地方を中心に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、10月6日（火）に閣議決定され、本日（10月7日）公布・施行されました。

### I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）  
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。  
（過去5カ年の実績の平均では農地等は84%→93%に嵩上げ）
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法6条）  
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げします（一般災害 20% → 最高 90%）。
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条2項～4項）  
農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

みなみあいづくんみなみあいづまち おおぬまぐんしょうわむら  
福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）  
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。  
（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ）
- (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条1項、3項、4項）  
公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### III スケジュール

- 10月6日（火） 閣議決定  
10月7日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部  
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

**平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による  
激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について**

**1 農地等** ※9月30日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額	<u>81.6</u> 億円
うち 宮城県内の査定見込額	<u>24.4</u> 億円
福島県内の査定見込額	<u>17.7</u> 億円
茨城県内の査定見込額	<u>16.8</u> 億円
栃木県内の査定見込額	<u>15.6</u> 億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 44.0 億円以上 かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の 4% を超える 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が 10 億円を超える

**2 公共土木施設等** ※9月30日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激※基準額
福島県南会津郡南会津町	22.3 億円	6.1 億円 (局激基準 (ロ) × 2)
福島県大沼郡昭和村	1.2 億円	0.7 億円 (局激基準 (イ) × 2)

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%  
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

※局地激甚災害(局激)については、査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、上記2のように、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。



平成27年10月30日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成27年10月7日に公布・施行された、「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、茨城県常総市の区域を対象として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の措置を追加する政令が、10月27日に閣議決定され、本日（10月30日）公布・施行されました。

### I 激甚災害（局激）の追加指定と適用措置

茨城県常総市<sup>じょうそうし</sup>の区域を対象として、次の措置が適用されます。

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）  
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

### II 被害額と基準額

#### 中小企業関係

※ 10月9日時点

#### <局激>

市町村名	中小企業関係被害額	局激基準額
茨城県 常総市	169.7億円	103.3億円

（参考：局地激甚災害指定基準）

次に該当する災害（但し、基準に該当する市町村の被害額の合計額が5千万円を超えることが要件）

市町村内の中小企業関係被害額  
（被害額が1,000万円未満のものを除く） > 当該市町村の  
中小企業所得推定額 × 10%

- ※ 中小企業関係の特例については、局激についても、指定の判定基準が査定事業費ではなく被害額であり、激甚災害指定が行われないと融資等の特例措置が受けられないことから、指定基準を満たせば、災害発生後速やかに激甚災害指定を行っている。

### III スケジュール

10月27日（火） 閣議決定  
10月30日（金） 公布・施行

#### 本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部  
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

○ 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
 (平成二十七年政令第三百六十一号)

改正案

現行

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

<p>激甚災害</p> <p>平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>
---	---

<p>激甚災害</p> <p>平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
---	---

(傍線の部分は改正部分)

平成28年4月27日  
内閣府（防災担当）

平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による  
激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の  
特例期間を延長する政令について

平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を延長する政令が4月22日（金）に閣議決定され、本日（4月27日（水））、公布・施行されました。

○ 政令の概要

平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害により被害を受けた中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成29年4月29日までとするため、政令を改正します。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

○ スケジュール

4月22日（金）閣議決定  
4月27日（水）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、玉田、阿部

代表：03-5253-2111（内線 51382, 51383）

直通：03-3593-2847

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六十一号）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。</p> <p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p> <p>第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十九年四月二十九日とする。</p>	<p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。</p>

政令第三百六十一号

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の 暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四 項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の

備考	<p>上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第十八号によるものをいう。</p> <p>区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 宮城県伊具郡丸森町並びに福島県南会津郡南会津町、大沼郡昭和村及び双葉郡葛尾村</p> <p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>
----	--

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため  
 の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第  
 一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定  
 の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。



(災害関係保証に係る期限の特例)

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十九年四月二十九日とする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。